

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和二年度答申第三号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和二年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事
諮問日：令和2年2月28日
（令和元年度諮問第4号）
答申日：令和2年10月13日
（令和2年度答申第3号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成29年3月17日付けで審査請求人A株式会社（代表取締役 甲（以下「甲」という。））（以下「審査請求人」という。）から提起のあった，広島県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った，児童福祉法（昭和22年法律第164号。平成29年法律第52号による改正前のもの。以下「法」という。）第21条の5の23第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔障害者支援課〕）の判断は，妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

平成30年12月26日付けで審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）2(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和2年2月28日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書3(1)に記載のとおりである。

イ 判断

結論については，審理員意見書3(2)イに記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので，審査請求人の本件審査請求には理由がなく，棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）乙の勤務について

ア 児発管乙の障害児通所支援事業所Bにおける常勤性について

指定障害児通所支援事業者は、法第21条の5の18第1項の規定により、都道府県の条例で定める基準に従い、障害児通所支援事業所の運営を行うこととされているところ、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第61号。平成29年広島県条例第8号による改正前のもの。以下「基準条例」という。）第6条第6項及び第65条第6項において、児発管のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならないことが定められている。したがって、障害児通所支援事業所Bにおいて、ただ1人の児発管に就任していた乙が、専任かつ常勤であると評価される勤務状態であったかどうかについて、まず検討する。

□ 基準条例等の趣旨及び内容を各指定障害児通所支援事業者に対して通知した児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等について（平成25年3月29日付け広島県健康福祉局障害者支援課長通知。以下「県課長通知」という。）第2の2(1)において、「常勤」とは、「指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。」としている。

□ 障害児通所支援事業所Bにおいて、常勤であるべき児発管であった乙が勤務する時間については、審査請求人が提出した平成27年1月7日付け指定障害児通所支援事業者指定（更新）申請書（以下「本件指定申請書」という。）の様式1-7-1「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表1（事業所全体）」によると、

乙の「勤務形態」は「A」とされ、注2によると、「常勤で専従」であることを意味するものとされている。また、勤務時間は、1か月のうち全ての平日に「①」と記載され、「①」は「8:30～18:00」の8時間であることを示す。「4週の合計」が「160」時間、「週平均の勤務時間」が「40」時間となっている。

このように、本件指定申請書には、乙は、障害児通所支援事業所Bのただ1人の児発管として、平日8時30分から18時まで、週40時間で勤務することとして審査請求人が記載したことが認められる。

なお、本件指定申請書の様式1-7-2によると、乙の「支援提供時間」は、「事業の種類（児童発達支援）」においては平日の午前8時30分から午後1時まで、「事業の種類（放課後等デイサービス）」においては平日の午後2時か

ら午後6時までとされており、乙は、このうち、合わせて1日8時間勤務することが想定されていたことがうかがえる。

- しかしながら、平成29年7月19日付け反論書による主張以後、審査請求人は、前記□のように、常勤とは、「1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本」とすべきであるから、乙が週32時間勤務していたかどうか常勤性の判断の基準となるものであるとの主張を繰り返しており、本件処分後、乙の障害児通所支援事業所Bにおける勤務時間についての考え方を変更したように見受けられなくもない。しかしながら、この主張は、県課長通知第2の2(1)の記述に沿うものであるから、ここでは、乙の障害児通所支援事業所Bにおける勤務時間が、最低週32時間と評価されるものであったかどうか、その結果、乙が障害児通所支援事業所Bにおけるただ1人の児発管として常勤といえる勤務の状態であったかどうかを検討する。

イ 乙の障害児通所支援事業所Bにおける実際の勤務時間について

「乙の勤務時間一覧表」添付のグーグルカレンダー（以下「本件カレンダー」という。）及び乙の勤務時間一覧表をもとに、乙が障害児通所支援事業所Bで勤務していた時間について検討する。

- 本件カレンダー及び乙の勤務時間一覧表には、平成27年2月2日から平成28年11月30日まで、全部で96週の勤務時間が記載されている。このうち、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）並びに8月14日から16日まで及び12月29日から1月3日までが含まれ、実際に勤務時間が週32時間を超えていない週（平成27年4月26日から5月9日まで、平成27年8月9日から15日まで、平成27年9月20日から26日まで、平成27年11月1日から7日まで、平成27年12月20日から平成28年1月2日まで、平成28年1月10日から16日まで、平成28年5月1日から7日まで、平成28年8月14日から20日まで、平成28年9月18日から24日まで、平成28年10月9日から15日まで及び平成28年11月20日から26日まで）及び1週間分の勤務時間が明らかでない日が含まれる週（平成28年11月27日から12月3日まで）の計14週については、検討から除外する。したがって、検討の対象は82週となる。

なお、本件指定申請書の付表2及び付表4の営業時間の欄に、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所共に、「月曜日～金曜日（但し祝日、8/14～8/16、12/29～1/3は休み）」と記載されており、日曜日及び土曜日並びに休日並びに8月14日から16日まで及び12月29日から1月3日までは、事業所としては事業を行っていないことがうかがえる。

また、本件指定申請書の付表2の児童発達支援事業所の営業時間の欄には、「サービス提供時間（送迎時間を除く）（8:30～13:00）」と、本件指定申請書の付表4の放課後等デイサービス事業所の営業時間の欄には、「サービス提

供時間（送迎時間を除く）（14:00～18:00）」と記載されており、13時から14時までの間については、いずれの事業所についても、サービス提供時間とされていない。

- 以上を前提として、本件カレンダー及び乙の勤務時間一覧表をもとに、乙が障害児通所支援事業所Bで実際に勤務していた時間について検討すると、次のとおりということができる。

すなわち、前記全82週について、日曜日及び土曜日並びに休日に勤務した時間並びに13時から14時までの1時間の間で勤務した時間を乙の勤務時間に加えて勘案しても、乙の勤務時間が、審査請求人の主張する週32時間を超えるのは43週、この全82週の週平均の勤務時間は29時間32分となる。

さらに、この全82週について、日曜日及び土曜日並びに休日に勤務した時間並びに13時から14時までの1時間の間で勤務した時間を乙の勤務時間から除いて勘案すると、乙の勤務時間が、週32時間を超えるのは6週（平成27年8月2日から8日まで、平成27年10月4日から10日まで、平成27年10月25日から31日まで、平成28年1月3日から9日まで、平成28年5月8日から14日まで、平成28年9月25日から10月1日まで）のみとなり、この全82週の週平均の勤務時間は、わずか23時間23分にとどまる。

したがって、乙の障害児通所支援事業所Bでの実際の勤務時間は、県課長通知第2の2(1)にいう「週32時間」の勤務時間に達していると認めることはできない。

- 加えて、これまでの乙の障害児通所支援事業所Bでの実際の勤務時間の検討では、療育施設C出勤簿による乙の療育施設Cでの勤務時間については、考慮に入れていない。

審査請求人は、療育施設C出勤簿等は、乙が療育施設Cにおいて勤務していた時間を正確に認定する証拠としては信用性に乏しいなどと主張するが、療育施設C出勤簿を詳細に見ると、勤務の事前の割振りに加え、日勤（通常のもの、早出のもの及び遅出のもの）の区分がある。）、準夜勤務及び深夜勤務並びに休日及び年次有給休暇などの実績についても記録されていることが明らかであり、療育施設Cに勤務する職員の実際の勤務時間を正確に記載していることが認められ、療育施設Cがその職員の実績をことさらに変造してその写しを処分庁に提出する必要性は一切ないことも考慮に入れると、療育施設C出勤簿の信ぴょう性が非常に高いことには、疑いをいれないところである。

療育施設C出勤簿をもとに、本件カレンダー及び療育施設C出勤簿で重複する勤務時間を勘案して、乙が障害児通所支援事業所Bで実際に勤務していた時間について検討すると、前記全82週のうち、生田氏の勤務時間が、審査請求人の主張する週32時間を超えるのは、前記□と同様に6週のみとなり、また、全

82週での週平均の勤務時間は22時間6分となり、やはり乙の障害児通所支援事業所Bでの実際の勤務時間は、県課長通知第2の2(1)にいう「週32時間」の勤務時間に達していると認めることはできない。

ウ 小括

以上のことから、乙は、障害児通所支援事業所Bにおける児発管として、県課長通知第2の2(1)にいう「週32時間」の勤務時間に達していると認めることはできず、すなわち、常勤であったということとはできないから、常勤性の要件を欠いていたと認められる。

(2) 不正の手段による指定申請について

ア 審査請求人は、本件指定申請書に、乙を障害児通所支援事業所Bの専任かつ常勤の児発管として置くこととして本件指定申請をし、平成27年1月28日付けで、指定年月日を平成27年2月1日とし、指定の有効期間を平成27年2月1日から平成33年1月31日までとして、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定（以下「本件指定」という。）を受けている。

イ 本件指定申請に当たり、審査請求人（その代表取締役である甲）は、乙が療育施設Cを退職するなどしない限り、障害児通所支援事業所Bにおいて、常勤の児発管として勤務することが困難なことは認識していた。

ウ 平成27年2月1日に本件指定が効力を発した以後、平成28年11月30日まで、前記(1)ウのとおり、乙は障害児通所支援事業所Bの常勤の児発管として勤務していたといえず、また、審査請求人は、生田氏のほかに常勤の児発管を置くこともなかった。すなわち、常勤で障害児通所支援事業所Bに勤務することがなかった乙を、本件指定申請書の記載のとおり児発管としたまま、本件指定後、前記の全期間にわたって放置していた。

エ 以上のとおり、審査請求人は、本件指定申請時に、乙が療育施設Cを退職等しない限り、障害児通所支援事業所Bにおける常勤の児発管として勤務することができないことを承知しながら、本件指定申請をし、本件指定を受けた。したがって、本件指定後、審査請求人は、乙の障害児通所支援事業所Bにおける勤務を確保し、又は他の常勤の児発管を確保するなどして、可及的速やかに障害児通所支援事業所Bにおける常勤の児発管の設置を実現しなければならなかったにもかかわらず、1年10か月にわたり、障害児通所支援事業所Bに常勤の児発管を確保せずに放置した。これを全体としてみると、審査請求人は、「結果として」法第21条の5の23第1項第8号の規定による不正の手段により指定を受けたと評価されるものと認められ、法第21条の5の23第1項第8号による指定取消事由に該当する。

(3) 監査における虚偽の答弁について

ア 甲は、乙の勤務時間について、平成28年9月7日及び同年11月17日の2度にわ

たる監査において、「乙には、平成27年2月以降、月曜日から金曜日の9時から18時までの間、「障害児通所支援事業所B」に常勤かつ専任の児発管として出勤してもらっている」などと回答しているが、前記(1)イのとおり、これらの回答は、本件カレンダーに記載された乙の勤務時間とは、大きくかい離している。

イ 平成30年3月9日に審理員が実施した口頭意見陳述において、甲は、甲自身が障害児通所支援事業所B、あるいは、同じ建物に併設されている事業所Dで、常勤勤務しており、また、甲は、乙から勤務時間について報告を受け、本件カレンダーに入力をしていたと述べている。そのため、甲は、実際の乙の勤務時間を把握していたことは疑いを入れない。

ウ すなわち、甲は、乙の障害児通所支援事業所Bにおける児発管としての勤務実績を把握していながら、2度の監査において、その勤務実績と全く異なる回答を繰り返しており、このことは、法第21条の5の23第7号に規定する「虚偽の答弁」に該当するものであり、法第21条の5の23第7号による指定取消事由に該当する。

エ なお、前記ウのとおりであるから、本件指定の取消し理由のうち、「平成28年8月26日に、当時の役員が利用児童の口部を叩いて、傷害を負わせたことを知っていたながら、その事実を知らないと虚偽の答弁をした」との点については、特に言及しない。

(4) 障害児通所給付費の不正請求について

ア 障害児通所給付費は、法第21条の5の3第1項の規定により、通所給付決定を受けた保護者が都道府県知事の指定する指定障害児通所支援事業者から指定通所支援を受けた際に要した費用について、当該保護者が居住する市町村から当該保護者に対して支払われるものである。ただし、法第21条の5の7第11項の規定により、市町村は、当該保護者に代わり、直接、指定障害児通所支援事業者を支払うこともできる。

本件においても、法第21条の5の7第11項の規定に基づく障害児通所支援事業所Bを利用する保護者と審査請求人との合意により、審査請求人は、E市から障害児通所給付費の給付に係る事務処理の委託を受けた広島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に障害児通所給付費に係る請求書を提出してこれを請求し、国保連合会の受付及び点検並びにE市の審査等を経て、国保連合会から障害児通所給付費を受領していた。その期間は、本件指定後本件処分を受けるまで、一部の月を除いて、1年数か月にわたるものであった。

イ しかし、前記(1)のとおり、この間、乙は、児発管として専任かつ常勤で勤務をしていなかったから、障害児通所支援事業所Bは、基準条例第6条第6項及び第65条第6項の規定に違反していた。また、前記(3)アのとおり、審査請求人がこれらの規定に違反して指定障害児通所支援事業所である障害児通所支援事業所Bの運営を行っていることを認識していたことは、疑いがない。

ウ 以上のことから、審査請求人は、障害児通所支援事業所Bについて、基準条例第6条第6項及び第65条第6項の規定違反の事実があり、本件指定後4月を経てもなおその状態にあることを認識していながら、障害児通所給付費を請求し、平成27年6月に最初の障害児通所給付費を受給した後、本件指定後本件処分を受けるまで、一部の月を除いて、1年数か月にわたって受給を継続したことは、法第21条の5の23第1項第5号に規定する障害児通所給付費の請求に不正があったと認められ、法第21条の5の23第1項第5号による指定取消事由に該当する。

エ なお、前記(2)のとおり、審査請求人は、不正の手段により本件指定を受けたものと認められ、したがって、本件指定を受けた当初から障害児通所給付費の請求を行い得る地位になかったが、実質的には、本件指定後初めて受領した、交付対象月が平成27年6月以後の障害児通所給付費の請求に不正があったといえることができる。

(5) 人格尊重義務違反について

ア 平成28年8月〇日、当時、審査請求人の代表取締役であった丙は、丁（以下「本件被害児童」という。）に対し、口部を手で殴打する暴行を加え、全治約1週間を要する上口唇粘膜挫傷の傷害を負わせた傷害事件（以下「本件傷害事件」という。）を起こし、平成28年〇月〇日、〇〇簡易裁判所から罰金〇万円に処せられた。

イ 介護保険法（平成9年法律第123号。平成26年法律第83号による改正前のもの。）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定による指定を受けた地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者において、事業所の利用者の人格を尊重した介護を実施すべきとする人格尊重義務に反するものであると認められ、当該指定の取消処分を受け、この取消処分の取消しを求めた裁判において、請求を棄却された事例がある（佐賀地方裁判所平成25年（行ウ）第9号ほか3件平成29年10月27日判決参照）。

ウ 前記イの佐賀地方裁判所判決に照らして考えると、本件傷害事件は、法第3条によって原理とされている法第1条及び第2条に規定する児童の権利や国民の責務に反しており、したがって、こうした原理に基づく法第21条5の17第3項に規定する本件被害児童に対する人格尊重義務に違反するものであると認められる。

エ なお、審査請求人は、本件傷害事件は、放課後等デイサービス利用時間外に発生したもので、本件被害児童が放課後等デイサービス利用児童に当たらないため、サービス利用中の児童との間での遵守事項を定めた法21条の5の17第3項に違反するものではないと主張する。

確かに、本件指定申請書によると、障害児通所支援事業所Bにおける放課後等デイサービスのサービス提供時間は、14時から18時となっており、本件傷害事件の発生した10時50分頃は放課後等デイサービスのサービス提供時間外であったこ

とが認められる。

しかし、法第21条5の17第3項においては、「障害児の人格を尊重」しなければならないとされているところ、本件被害児童は、障害児通所支援事業所Bの放課後等デイサービスを利用する障害児であることが明らかである。すなわち、法第21条5の17第3項によって、指定通所支援事業者（本件においては、審査請求人（その代表取締役であった丙を含む。））は、サービスの利用時間の内外を問わず、本件被害児童の人格を尊重することが求められているということができ、この点に係る審査請求人の主張は、理由がない。

(6) 総括

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。平成29年法律第52号による改正前のもの。以下(6)ア及びイにおいて同じ。）第77条第1項第4号及び第6号の規定に該当するとして、介護保険法第41条第1項の規定により受けていた県知事の指定を当該知事が取り消した行政処分の取消しを求めた裁判に係る控訴審の判決において、東京高等裁判所は、「指定居宅サービス事業者が法（審理員注：介護保険法）77条1項各号のいずれかに該当する場合に、当該指定居宅サービス事業者に係る41条1項本文（審理員注：介護保険法）の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止するかどうかは、同号に該当する不正の行為の種類、性質、違法性の程度、動機目的のほか、当該指定居宅サービス事業者の処分歴、反省の程度等、諸般の事情を考慮し、法（審理員注：介護保険法）77条1項の規定の趣旨に照らして判断すべきものである。その判断は、指定権者である都道府県知事の合理的な裁量に委ねられているものと解され、それゆえ、都道府県知事はその裁量権の行使としてした取消処分は、それが社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合でない限り、違法とされることはないというべきである。」と述べている（東京高等裁判所平成29年行（コ）第163号同年9月13日判決）。

イ 指定事業者の指定取消しについて定めた法第21条の5の23第1項は、同じく指定事業者の指定取消しについて定めた介護保険法第77条第1項と同様の趣旨の規定であり、したがって、法第21条の5の23第1項の「都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第21条の5の3第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。」との文言及び趣旨に照らせば、指定通所支援事業者が法第21条の5の23第1項各号のいずれかに該当する場合に、当該指定通所支援事業者に係る法第21条の5の3第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止するかどうかは、法第21条の5の23第1項各号に該当する不正の行為の種類、性質、違法性の程度、動機目的のほか、当該指定通所支援事業者の処分歴、反省の程度等、諸般の事情を考慮し、

法第21条の5の23第1項の規定の趣旨に照らして判断すべきものである。その判断は、指定権者である都道府県知事の合理的な裁量に委ねられているものと解される。

ウ 本件においては、前記(2)から(5)までのとおりであり、審査請求人について、法第21条の5の23第1項第2号、5号、7号及び8号に該当すると認められるから、この事実に基づいた本件処分には、社会観念上著しく妥当性を欠いて、裁量権を付与した目的を逸脱し、若しくは濫用し、又は裁量権の不合理な行使があったとは認められず、本件処分は違法でも不当でもない。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和2年2月28日）
- 2 第1回審議（令和2年6月26日）
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和2年7月31日）
本件審査請求に係る審議を行った。
- 4 第3回審議（令和2年9月24日）
答申に向けた審議を行った。
- 5 第4回審議（令和2年10月13日）
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 本件指定及び本件処分について

ア 法第21条の5の3第1項には、「市町村は、通所給付決定保護者が、……都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）……から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援……に要した費用……について、障害児通所給付費を支給する。」と規定されている。

また、法第21条の5の15第1項では、「第21条の5の3第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所ごとに行う。」と規定されている。同条第2項では、「都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号……のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。」と規定され、同項第2号には、「当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第21条の5の18第1項

の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。」と規定されている。

イ 法第21条の5の17第1項には、「指定障害児通所支援事業者……は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。」と規定され、同条第3項には、「指定障害児事業者等は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」と規定されている。

ウ 法第21条の5の21第1項には、「都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者……に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者……に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」と規定されている。

エ 法第21条の5の23第1項には、「都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第21条の5の3第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。」と規定されており、「該当する場合」について、次のような規定が置かれている。

- 指定障害児通所支援事業者が、第21条の5の17第3項の規定に違反したと認められるとき。（法第21条の5の23第1項第2号）
- 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。（法第21条の5の23第1項第5号）
- 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、第21条の5の21第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。（法第21条の5の23第1項第7号）
- 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第21条の5の3第1項の指定を受けたとき。（法第21条の5の23第1項第8号）

(2) 児発管について

ア 法第21条の5の18第1項には、「指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定発達支援医療機関ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。」と規定されている。

イ 基準条例第6条第1項には、「指定児童発達支援の事業を行う者……が当該事業を行う事業所……に置くべき従業者及びその員数」は、「児童発達支援管理責任者……1以上」と規定され、同条第6項では、「……児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。」と規定されている。

ウ 基準条例第65条第1項には、「指定放課後等デイサービスの事業を行う者……が当該事業を行う事業所……に置くべき従業者及びその員数」は、「児童発達支援管理責任者 1以上」と規定され、同条第6項では、「……児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。」と規定されている。

エ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「厚労省通知」という。）第2の2(1)において、「常勤」とは、「指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。」とされている。

オ 厚労省通知第2の2(2)において、「専従」とは、「原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。」とされている。

カ 県課長通知第2の2(1)において、「常勤」とは、「指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。」とされている。

キ 県課長通知第2の2(2)において、「専従」とは、「原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単

位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業員の常勤・非常勤の別を問わない。」とされている。

- (3) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 乙の勤務(常勤性)について

ア 指定障害児事業者は、法第21条の5の18第1項の規定により、都道府県の条例で定める基準に従い、障害児通所支援事業所の運営を行うこととされているところ、基準条例第6条第6項及び第65条第6項において、児発管のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならないことが定められている。

そして、厚労省通知第2の2(1)及び県課長通知第2の2(1)において、「常勤」とは、「指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。」とされている。

イ 本件指定申請書によると、審査請求人は、乙を障害児通所支援事業所Bの児発管として、平日8時30分から18時まで、週40時間で勤務することとして、本件指定申請を行っている。そして、乙の他には、児発管として本件指定申請書に記載された者はいない。

このことから、障害児通所支援事業所Bにおいて定められている常勤の児発管である従業員が勤務すべき時間数は、週40時間になるということができ、また、乙は、障害児通所支援事業所Bにおける唯一の常勤の児発管である従業員に当たる。

よって、障害児通所支援事業所Bにおける乙の勤務時間は、週40時間に達しなければならないこととなるを考える。

ウ しかしながら、本件カレンダー及び乙の勤務時間一覧表によると、乙の障害児通所支援事業所Bでの実際の勤務時間は、週40時間の勤務時間に達しているとは認められず、よって、常勤性の要件を満たしていると認めることはできない。

エ なお、審理員意見書において、審理員は、乙の勤務時間が、県課長通知第2の2(1)にいう週32時間に達しているかどうかによる常勤性の要件の検討を行い、常勤性の要件を欠いていたと認められると判断しているところ、審理員の判断は、結論において妥当である。

(2) 不正の手段による指定申請について

審査請求人は、乙が児発管として専任かつ常勤での勤務が可能であるものと認識して本件指定申請を行ったものであり、また、乙は結果的に元の職場を退職できなかったに過ぎず、当初から勤務できないとの認識で本件指定申請をしたわけではな

い旨を主張する。

しかしながら、審査請求人は、乙が療育施設Cを退職するなどしない限り、障害児通所支援事業所Bにおいて、常勤の児発管として勤務することが困難なことは認識しながら、本件指定申請をし、本件指定を受けたが、本件指定後、乙の障害児通所支援事業所Bにおける勤務を確保し、又は他の常勤の児発管を確保するなどして可及的速やかに障害児通所支援事業所Bにおける常勤の児発管の設置を実現しなければならなかったにもかかわらず、平成28年11月末までの1年10か月にわたり、障害児通所支援事業所Bに常勤の児発管を確保せずに放置したといえる。これを全体としてみると、審査請求人は、結果として、不正の手段により指定を受けたものと認められ、指定の取消事由に該当するといえることができる。

(3) 監査における虚偽の答弁について

甲は、乙の障害児通所支援事業所Bにおける勤務実績を把握していながら、平成28年9月7日及び同年11月17日に処分庁が実施した監査において、その勤務実績と全く異なる回答を繰り返しており、虚偽の答弁をしたものといえる。

(4) 障害児通所給付費の不正請求について

審査請求人が障害児通所給付費を請求し、受給を継続していた間、乙は、上記(1)のとおり児発管として専任かつ常勤で勤務をしていなかったから、障害児通所支援事業所Bは、基準条例第6条第6項及び第65条第6項の規定に違反しており、また、審査請求人がこれらの規定に違反して障害児通所支援事業所Bの運営を行っていることを認識していたことは、疑いがない。よって、障害児通所給付費の請求に不正があったと認められる。

(5) 人格尊重義務違反について

審査請求人の代表取締役であった丙が、平成28年8月〇日に利用児童に対して口部を手で殴打する暴行を加え、全治約1週間を要する上口唇粘膜挫傷の傷害を負わせ、平成28年〇月〇日に〇〇簡易裁判所から罰金〇万円に処せられた本件傷害事件は、事件が発生した時間は障害児通所支援事業所Bにおけるサービス提供時間外であったものの、本件被害児童に対する人格尊重義務に違反するものであると認められる。

(6) 総括

以上のことから、審査請求人については、法第21条の5の23第1項第2号、5号、7号及び8号に規定する指定障害児通所支援事業者の指定の取消事由に該当するものと認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	近	藤	い	ずみ
委員	折	橋	洋	介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。